

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 3 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

町田市民病院における医療事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2019年10月2日
- 2 事故発生場所 町田市民病院
- 3 事故の概要 2019年7月25日に原発性肺癌の疑いで、診断のため胸腔鏡下肺部分切除手術を行った。しかし、切除した組織には腫瘍は含まれておらず、肺断端の部分内側に腫瘍が残存していることが判明した。
そのため、2回目の手術は術中迅速検査にて原発性肺癌が疑わしいようであれば、中葉切除及びリンパ節廓清という、原発性肺癌に対する根治的手術を提案し、2019年10月2日再度胸腔鏡下肺部分切除手術を行った。肺断端の部分に異物反応に伴う肉芽種を認めたが、目的とした腫瘍かは判断困難な状況であり、初回手術同様に腫瘍が取り切れていない可能性を示すものだった。
そこで確実に腫瘍を切除できるよう、十分な説明をしないままにさらに中葉を大きく切除した。術中迅速検査では、原発性肺癌を疑わせるものではなかったことから、リンパ節廓清は行わなかった。最終的には、炎症性病変の診断となった。
- 4 事故の種別 医療事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名

7 損害賠償の額 640,000円